

令和3年9月2日

保険薬局 各位

一般社団法人 京都府薬剤師会

「薬局における薬剤交付支援事業」に係る補助額の一部改正について

令和3年度「薬局における薬剤交付支援事業」について、日本薬剤師会から、別添のとおり、補助額の一部改正に係る通知がありました。

本改正により、薬局の従事者が自宅又は宿泊療養施設に薬剤を持参した場合（「CoV 自宅」または「CoV 宿泊」）の補助額が、500円から3,000円に引き上げられることとなり、本年9月1日実施分より適用されることとなりました。

本件については、当初、自宅療養・宿泊療養の対象として想定されていた軽症者のみならず、高用量ステロイド剤の早急な投与が必要となるような状態の患者が、自宅や宿泊施設で療養するケースが増加し、夜間や休日を含め即時的・緊急的な対応の必要があり得るため、このような場合に薬剤師が患者の自宅や宿泊施設に薬剤を届けることを基本として想定され、補助額の改正が行われたものです。

これに伴い、本事業に係る請求を行う際の様式「電話等による服薬指導等及び薬剤配送等の実施状況の一覧」が令和3年9月1日実施分より変更されますので、本会HPトップページ「薬剤交付支援事業の申請について」に掲載の新様式をダウンロードの上、新様式により請求いただきますようお願いいたします。

詳細は、本会HPトップページ「薬剤交付支援事業の申請について」をご覧ください。

<https://www.kyotofuyaku.or.jp/koufushien/>

<補助対象経費>

処方箋備考欄	配送方法	府薬への請求額	患者負担
Cov 自宅 Cov 宿泊	薬局の従事者	500円 ⇒ 3,000円 (9/1実施分~)	0円
	配送業者	配送料の全額	
O410 対応	薬局の従事者	400円	100円
	配送業者	配送料-100円	